

ETC カード利用規則

第 1 条 (目的)

この規則は、協同組合ビジネスデザイン（以下「組合」という。）が、組合所属の組合員のうちカード利用者として適格と認められた者（以下「組合員」という。）に対して ETC カードを交付するに当たり、ETC カードの利用に関し必要な事項を定めるものである。

第 2 条 (ETC カードの利用範囲)

ETC カードは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社等の有料道路において、ETC システムを利用した通行料金の支払に利用することができる。

第 3 条 (ETC カードの名称)

組合が中日本高速道路株式会社から貸与を受け、組合員に再貸与する ETC カードを「ETC コーポレートカード」と呼称し、組合がクレジットカード会社から貸与を受け、組合員に再貸与するクレジットカードを「Y's ETC カード」と呼称する。

第 4 条 (利用できる車両の範囲)

ETC カードを利用する車両（以下「利用車両」という。）は、第 1 条規定の組合員が正当な使用権を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。ただし、ETC コーポレートカードの利用車両は、法人の場合は組合に対して申請済みの法人名義の車両に限られ、個人事業主の場合は代表者名義の車両に限られる。

2. ETC コーポレートカードの利用車両は、車検証の写しを組合に提出し、車両を登録するとともに、当該車両に使用するものとしてセットアップされた車載器の車載器管理番号を届出なければならぬ。車両の更新、その他の異動があった場合の届出についても同じである。

3. ETC コーポレートカードの利用車両は、中日本高速道路株式会社に登録され、当該カード表面に記載された車両に限られる。

第 5 条 (ETC 車載器の搭載義務)

前条規定の利用車両には ETC 車載器を搭載して使用しなければならない。

第 6 条 (ETC カードの利用方法等)

組合員（組合員の役員、使用人及びその他の従業員を含む）は、組合を経由して貸与された ETC カードの使用、保管その他の取扱いについては、次の各号の定めにしたがい、ETC カード管理者を定めた上で、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するとともに、ETC システム利用規程（一般財団法人 ITS サービス高度化機構が定めるもの。）を遵守しなければならない。

(1) ETC カードは、セットアップされた車載器に正確に差し込んで使用しなければならない。

(2) ETC カードは、紛失、変形、破損等しないよう適正に取り扱わなければならない。

(3) ETC カードの紛失、破損、変形、摩耗、使用車両の増加あるいは減少等による ETC カード必要枚数の異動が発生したときは、所定の様式による届出書、申請書等を速やかに提出しなければならない。

(4) ETC カードを改変してはならない。また、破損又は変形した ETC カードを使用してはならない。

(5) ETC カードを第三者に使用させ、又は貸与してはならない。

(6) ETC カードを第三者に強奪され、又は窃盗されたときは、事件発生地所管の警察署に届出を行い、届出たことを証する受理番号を記載した紛失届を組合に提出しなければならない。

(7) 1 枚の ETC カードを、同時に 2 台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。

(8) 高速道路において、ETC カードの使用の有無にかかわらず、不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしてはならない。

(9) 車両制限令を遵守するとともに、常に交通安全に留意して通行しなければならない。

(10) 本利用規則及び中日本高速道路株式会社の指示に違反して高速道路を通行し、又は ETC カードを使用してはならない。

第 7 条 (ETC カードの利用申込)

ETC カードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

(1) ETC カード申込書

(2) 料金引落し支払い用の金融機関宛口座振替依頼書

(3) その他組合が必要とする書類

第 8 条 (ETC カードの利用承認)

本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかに ETC カードの利用の諾否を審査し、ETC カードの発行をもって利用を承認したものとす。

2. 利用承認の結果及び ETC カードの交付は、組合を経由して行うものとする。

第 9 条 (ETC カードの追加交付手続)

組合員は、その所有する車両の増加等の事由により、ETC カードの追加交付を受ける必要があるときは、組合が定める追加発行申込書を組合に提出し、ETC カードの追加交付を受けることができるものとする。

第 10 条 (ETC カードの一部返却)

複数の ETC カードの貸与を受けている組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに組合の定める ETC カード返却届を添え、不要となった ETC カードを返却する。

(1) 登録車両の一部を利用しなくなったとき

(2) 登録車両の一部について、セットアップした車載器を正当に保有しなくなったとき

(3) 組合が必要と認めて ETC カードの一部返却を依頼し、その通知を受けたとき

(4) その他、組合員の事由により ETC カードの一部が不要になったとき

第 11 条 (ETC カードの再交付手続)

組合員は、正当な理由によって ETC カードを破損した場合において、組合が定める再交付申請書を組合に提出し、ETC カードの再交付を受けることができるものとする。但し、この場合当該破損 ETC カードは組合に返納しなければならない。

第 12 条 (カードの紛失、盗難)

組合員は、ETC カードを紛失、盗難により失ったときは（以下「紛失等」という。）、直ちに組合が定める紛失届を組合に提出する。

2. 組合員が ETC カードを紛失等したことにより生ずる一切の責任は、前項の届出の有無及び事由の如何にかかわらず、組合員が負うものとする。ただし、組合の責による場合にはこの限りではない。

3. ETC カードを紛失等したときは、前条の定めにより ETC カードの再交付の申込みができるものとする。

4. 前項の定めにより ETC カードの再交付を受けている場合において、紛失等した ETC カードを発見したときは、速やかに返却届を添えて組合に返却する。

第 13 条 (ETC カードの返納)

ETC カード利用者は、次の各号の一に該当する場合、直ちに組合が定める返納届を添付して組合に ETC カードを返納しなければならない。

(1) 事業の停止、その他の事由により ETC カードが不要になったとき

(2) ETC カード利用が停止されたとき

(3) その他組合が必要かつ相当な理由により認める場合

第 14 条 (ETC カード手数料及び再発行手数料)

組合員は、第 8 条又は第 11 条の定めにより、新たな ETC コーポレートカードの貸与を受けたときは、取扱手数料として、カード 1 枚につき 629 円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を支払う。

2. 組合員は毎年 4 月 1 日において貸与を受けている ETC コーポレートカードの保有枚数に応じ、年間手数料として、カード 1 枚につき 629 円（消費税を含み、消費税が変更された場合には、変更された金額）を、毎年 4 月分利用料と同時に支払うものとする。

3. 既に支払済みの取扱手数料及び年間手数料は、理由の如何を問わず返還しない。

第 15 条 (管理費等)

組合員は、組合に対し、ETC カード利用金額に応じて、組合が定める料率（ただし、組合 Web サイトに掲載するものとする。）の管理費を支払うものとする。

2. (1) 組合員は、前項に定める管理費、ETC カード利用料金及び組合費（以下「管理費等」という。）の支払いを累計 2 回以上（1 度足り、その後、遅滞が解消されたとしても累計 1 回に含まれる。）怠った場合には、2 回目に怠った月（支払期限となる日を含む月を意味する。）の当月分利用料から、通常の 2 倍の管理費を支払うものとする。

(2) 前号の支払義務は、①遅滞がすべて解消され、かつ、②解消後 6 ヶ月間（解消した月を含まず、その翌月から起算して 6 ヶ月とする。）遅滞なく支払いを継続し、③組合員が、通常の金額を支払うよう申請をするまでの期間継続するものとし、①乃至③の要件を満たした場合、当該③の申請を行った月以降、通常の管理費の金額に改めて変更するものとする。なお、この場合、前号の累計回数は 0 回に戻るものとする。

3. 組合員は、第 1 項に定める管理費等の支払いを累計 3 回以上怠った場合、組合員としての特典である割引を、適用しない ETC カード利用料金を支払うものとする。この場合、前項第 2 号を適用するものとする。

4. 組合は、第 2 項及び前項に定める措置を併せてとることができるものとする。

第 16 条 (料金の納入)

組合員は、ETC カードに関する取扱手数料、年間手数料及び管理費等（以下「料金」という。）の引落しのために自己の口座を設定しななければならない。

2. 組合員は、別紙記載の支払を前提とした月毎組合が送付する請求書に従って、前項に規定する口座に遅延することなく料金を納入しなければならない。

第 17 条 (料金の滞滞処分)

組合が支払期限として指定した日までに組合員が料金を納入しないときは、組合所定の督促状により支払いを督促する。

2. 組合員は、前項による督促を受けたときは、料金及び督促手数料を指定された期限までに組合の指定する銀行口座に銀行振込の方法により支払うこととする。この場合の銀行振込に係る手数料は、組合員が負担する。

第 18 条 (期限の利益の喪失)

組合員は、自らが次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

(1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分申立て、又は滞納処分を受けたとき。

(3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てがあったとき。

(4) 組合に支払うべき債務の履行を遅滞し、催告を受けた後に相当期間を経過しても支払を行わないとき。

(5) 組合より ETC カード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

(6) 経営（財産）状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事象が生じたとき、その他資産、信用または支払能力に重大な変更が生じたとき。

(7) 組合に対する詐欺、その他の背信的行為または信頼関係を破壊する行為があったとき。

第 19 条 (延滞金)

組合は、第 17 条の規定による督促を受けた組合員が、督促納入期日までに料金を納入しない場合は、当該督促納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納料金を年率 14.6%の割合を乗じて計算した額を、延滞金として請求することができる。

第 20 条 (カードに対する利用停止)

組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該組合員のカードの利用を、直ちに停止することができるものとする。

(1) ETC カードを第 4 条または第 5 条の規定に反して利用した場合。

(2) ETC カードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金の全部又は一部の支払いを免れ、又は免れようとしたとき。

(3) 車両制限令に違反したとき又は車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。

(4) ETC カードを管理上の徹底不足、不注意等で ETC カードの取扱いにふさわしくない事由等により紛失等したとき。

(5) 第 18 条各号に定める事由に該当したとき。

(6) ETC カード利用者として著しく不適当な行使をしたと、合理的な根拠に基づいて組合が認めたとき。

(7) その他、本規定に違反する行為をしたとき。

第 21 条 (警告)

組合員は、ETC カードの利用に関し組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

第 22 条 (ETC カードの有効期限)

ETC カードの有効期限は、ETC カード表面に記載された月の末日までとする。

第 23 条 (不正使用による責任)

組合は、第 20 条の各号に該当した ETC カード利用者に対して、当該事犯によって組合及び組合を構成する全組合員が被る損害額について、理事会に諮り、弁済額を決定し、その額を弁済させることができる。

第 24 条 (保証金)

組合は、組合員に対して、保証金を求めることができ、組合員は定められた保証金を納入する義務を負う。

2. 保証金は、組合員が ETC カードをすべて返還した場合、返還後 2 ヶ月以内に返還するものとする。ただし、利息は付きしないものとする。

3. 組合は、組合員において、債務の全部または一部に不履行があり、未払い金があるとき、保証金を当該債務の弁済に充当するものとする。組合員は、速やかに、充当額を改めて保証金として入金するものとする。

4. 組合員は、ETC カード利用期間中または（ETC カードを返還後の）保証金返還期日を経過するまでの間、自己の債務と保証金に係る返還債務との相殺を主張し得ないものとする。

5. 組合員の保証金返還請求権は、第三者に譲渡または自己若しくは第三者の債務の担保の用に供してはならないものとする。

6. 組合員が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続及び特別清算手続の開始を申立て、または申し立てられた場合、組合は、組合員に対する当該時点での債権（期限が未到来のものも期限の利益を失うものとする。）と保証金返還請求権を相殺するものとし、組合員は予めこれを承諾する。

第 25 条 (合意専属管轄裁判所)

各事業利用規約に関して組合と組合員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条 (その他)

この規則に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

第 27 条 (組合員の特別な義務)

組合員は、本利用規約に基づく ETC カードの利用については、組合に所属していることにより、特別な優待を受けることができる一方で、組合員が何らかの法令違反行為、または、中日本高速道路株式会社が定める規則に違反した場合、自己のみならず、組合及び他の組合員も優待の適用を受けられなくなることを理解し、承知する。

2. 組合員は、前項の仕組みを理解、承知した上で、ETC カードを利用するものとし、自らの何らかの行為により、組合及び他の組合員が優待の適用を受けられなくなった場合には、当該不利益が損害となることを自覚し、組合に対して、損害賠償義務を負うものであることを予め、承知する。

(利用金額の支払)

(1) 請求期限および支払い期限

種類	請求締め日	請求期限（請求書の送付）	支払期限
ETC コーポレート	毎月 末日	締め日翌月 25 日までに送付	締め日の翌々月 5 日までに支払う
Y's ETC カード	毎月 末日	締め日翌月 25 日までに送付	締め日の翌々月 5 日までに支払う

(2) 各カードの利用料金の支払は銀行自動口座振替とする。